

単行規程類「ICカード乗車券取扱規則」 新旧対照表

現 行	改 定
<p style="text-align: center;">○ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">制 定 2007年2月1日 最終改定 2025年4月1日</p> <p>第8章 ICカードの相互利用</p> <p>(ICカード等の相互利用)</p> <p>第30条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」(Welcome Suicaを含む)</li> <li>(2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」</li> <li>(3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」</li> <li>(4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」</li> <li>(5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」</li> <li>(6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」</li> <li>(7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」</li> <li>(8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード</li> <li>(9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」</li> <li>(10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」</li> <li>(11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」</li> <li>(12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」</li> </ol>	<p style="text-align: center;">○ICカード乗車券取扱規則</p> <p style="text-align: right;">制 定 2007年2月1日 最終改定 2026年5月20日</p> <p>第8章 ICカードの相互利用</p> <p>(ICカード等の相互利用)</p> <p>第30条 株式会社パスモが相互利用を行う以下のICカード等については、第3条第1項第1号に定めるICカード乗車券として取扱うこととし、本規定を準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」<del>(Welcome Suicaを含む)</del></li> <li>(2) 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」</li> <li>(3) 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」</li> <li>(4) 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」</li> <li>(5) 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」</li> <li>(6) 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」</li> <li>(7) 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」</li> <li>(8) 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード</li> <li>(9) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」</li> <li>(10) 福岡市交通局が発行する「はやかけん」</li> <li>(11) 株式会社ニモカが発行する「nimoca」</li> <li>(12) 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」</li> </ol>